## 夏の交通事故をなくそう
# 良いマナー 広めて無事故の まちづくり

夏は、レジャー、帰省等で車両運行の一時的増加、多湿性酷暑から運転者の疲労、気のゆるみ及び夏休みに伴なうこどもの戸外活動の活発化と開放感等々、悪条件が重なるため、例年交通事故が多発する傾向にあります。

そこで「夏の交通安全運転の確保」と「夏休み中のこどもの交通事故防止」の運動を学校で、職場で、家庭で実践し、悲惨な事故を追放しましょう。

### ◇重点運動事項

◎過労、飲酒運転の防止
重大事故につながる過労からくるいねむり運転、飲酒運転を追放するため、適正な走行計画と休憩をとること。又、飲酒運転はしないさせない、の意識の高揚を図ること。

◎暴走族行為、二輪車事故の防止
若年運転者に対し、安全運転励行の教育を徹底すること。暴走族行為については特に家庭での指導、交友関係に注意するとともに、騒音、危険な暴走行為に対しては、取締当局へ通報のこと。

◎座席ベルト、ヘルメットの着用指導
事故の際、座席ベルト及ヘルメットの着用が、生命を救い大ケガを防いでくれます。特に座席ベルト着用率は僅か三%といわれ、あらゆる機会を通じ、認識を高める必要があり、効果の成果を啓もうする必要があること。

◎こどもの遊び場確保と、安全指導
校庭の開放、社寺境内等の空地を設定、こどもの遊び場を積極的に確保すること又、学校、家庭、地域においては交通安全教育を実施すること。

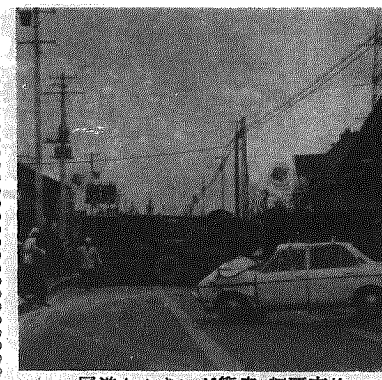
国道をふさいだ衝突、転覆事故

## 家屋調査にご協力を

うっとおしい梅雨も終りに近づいてきました。

例年のとおり税務課では、新築家屋や増改築のあった家屋の実地調査を、7月下旬より行います。

この調査は、固定資産税の基礎となる評価額を算定するためのもので、家屋の主体構造や、付帯設備等各部屋ごとを調べるために、室内にも入らせていただきますので、何分のご協力をお願いします。

なお、平日留守がちの方には、連絡カードをお届けしますので、調査の出来る日時を必ずご連絡下さい。

連絡先は　税務課固定資産税の家屋係です。

## 所得税の予定納税は七月三十一日まで

所得税は、一年間の所得と税額を計算し、翌年三月に確定申告をしてその税額を納めることとなっていますが、昨年一定の所得のあった人については、前年分の納税額などを基にして計算した金額（予定納税基準額）が五万円以上となる場合には、その予定納税基準額の三分の一ずつを、七月（第一期分）と十一月（第二期分）に納めていただくことになっています。

この制度を予定納税の制度といいます。

第一期分の予定納税額は、すでに納税者の皆さんへ税務署から通知してありますので七月三十一日までに、忘れずに納めてください。

☆予定納税の減額

次のような事情のため、前年に比べて本年の所得が大幅に減ると見込まれる方は、予定納税額を減額することができます。

この手続きは、七月十五日までに申請書を税務署へ提出することになっています。

①麻雀、休業、転業、失業など。

②地震、風水害、火災などの災害や、盗難、横領にあった。

③業況が不振になった。

このほか多額の医療費を支払ったとか、結婚や出産などによって医療費、配偶者、扶養などの所得控除が受けられることとなった場合も同様です。

詳しいことは税務署へお尋ねください。

☆納税は振替で!!

振替納税制度を利用されますと大変便利。

この制度は金融機関に、納税額に見合う預金を準備していただくだけで、お忙しいときの時間が省け、又忘れていても自動的に振替納税ができる仕組みです。

ぜひ振替納税をご利用ください。

## 花火は正しく使って遊ぼう

◎花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

◎花火を人や家に向けたりもえやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。

◎風の強い時は花火遊びをやめましょう。

◎大人と一緒に遊びましょう。

◎水を用意しましょう。

◎吹出し、打上げなど飾物花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。

◎花火をポケットに入れないようにしましょう。

◎たくさんの花火に一度に火をつけることは危険です。

◎花火をほぐして遊ぶことは、危険なのでしてはいけません。

## No.1 明るく正しい選挙の十箇条

### あいそうのいい人にはあいそうがつきる
―人は外見よりも人格と識見―

いざ選挙戦がはじまったら街頭の一角に立ちどまって周囲を見渡してみよう。田園の木蔭にでも腰をおろして、あたりの様子をながめてみよう。心にもない愛想や、不自然な愛嬌を選挙民にむかって振りまいている候補者のなんと多いことか。

ところかまわず、掲示されている愛嬌を振りまいた写真入りのポスターもさることながら、選挙用自動車の上から心にもない愛想を振りまき、ふだんはめったに下げたこともない頭をふかぶかと下げ、大きな手を振って「おはようございます。ご苦労さまです。」なんのたれそれです。よろしくお願いします。」などとやっている図は、まるで商店の安売り宣伝カーそのものである。

私たち選挙民がいちばん知りたがっている国会や、地方議会へ臨む基本的心がまえとか、自己の政治的信念や見解などについては、ひとこともふれずに、ただがなりちらして名前と顔を売ろうとする。小さい子供や老人のいる家庭、病人のいる家庭などにとっては、まさに選挙公害である。これで票につながるとでも思っているのだろうか。心にもない愛想を振りまき、不自然な愛嬌を振りまく人にはまったくあいそがつきる。

さては自動車からおりて選挙民にいちいち握手を求め、選挙民の肩をいちいちたたいて「このわしをどうか男にして下さい。たのみますよ!」などと哀願している候補者の姿もめづらしいことではない。ひとつの選挙期間中に二万人もの選挙人と握手をして、右手を真っ赤にはらした候補者もあるとか。日本の政界では「演説では票は集まらない」ということが常識になっているそうだ。政治家の条件としては、顔の大きいこと、声の大きいこと、それに手が大きくて手の皮の厚いことなどがあげられているそうである。人間というものは、その人の顔や声や手や地位や財産や評判などの、外見的なものによって評価されてはならないことはいうまでもない。

あくまでも冷静に、あくまでも謙虚に、自己の政見を明らかにし、そのことの実現をめざして国民のため住民のために誠実に働く人物にこそ私たちは国や地方の政治を託したいと思う。

## 輸血を受けた方に血液代金を返します

### 血液代金自己負担金給付制度について

昭和四十九年四月一日から施行された「血液代金自己負担金給付制度」について

時期（輸血を受けた月から一カ年以内）を逸している方も多くあります。この制度の対象者は、国民健康保険に加入される方や、社会保険などの負担金給付家族で血液代金について自己負担のあった方で、本人又は代理人の請求により、日本赤十字社が国の補助を受けて血液代金の自己負担分をお返しする制度です。

なお、申請書用紙は役場保健衛生課に備えてあります。

くわしいことについて知りたい方は、県赤十字血液センター又は役場保健衛生課へおたずね下さい。

（日本赤十字社より）

## 犬の放し飼いをやめよう

最初から野良犬はいない

最近、野犬が多く見られますが、この中にはかなりの飼い犬もいるものと思われます。仔犬の時は可愛って飼い始めますが、大きくなると手におえなくなり、他人の迷惑も考えないで捨てたり、放し飼いにする人が多くいます。

放し飼いにされた犬は、狂暴性となり特に幼児や、学童に危害を加える事故が新聞、テレビ等で報道されており、住民に大きな不安さえ与えております。犬を飼っている方は、他人の迷惑となる放し飼いはやめて、必ずつないで飼って下さい。

放し飼いをしていると、法律によって罰金か科料を受けることがあります。

## 教育委員会が旧横小跡へ

いまいで公民館と同居しておりました、教育委員会の事務局も県教育委員会の指導や廃校となった旧横越小学校の管理活用等を考えて七月五日（月）から旧横越小学校に移転して、旧職員室と校長室を使用して事務をとります。学校教育をはじめ、その他教育に関するご用がありましたらおいで下さるようお知らせ致します。

電話　公二一〇七　有三五七一

## ◎離乳食講習

◆七月二十二日（木）
午前九時三〇分～正午まで
（昭和五十一年一月二月三月生の保護者）
会場…公民館　対象…全村

## ◎乳児検診

◆七月二十三日（金）
午後一時三〇分～二時三十分（昭和五〇年七月、十二月、昭和五十一年四月生）
会場…公民館　対象…全村

## ＜離婚後も婚姻中の氏（姓）を名のれます＞

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。

これによると、婚姻のとき氏を改めた人は離婚をしても離婚後三カ月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます

また、この法律施行前三ヵ月以内（本年三月十五日以降）に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます

くわしくは住民課戸籍係です。

## 運転が示すあなたのお人柄